

三芳町運賃協議分科会設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定される運賃等について協議するため、三芳町地域公共交通協議会規約第9条の規定に基づき、三芳町運賃協議分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 分科会は、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下「路線等」という。）に係る運賃等に関する事項について協議するものとする。

(組織)

第3条 分科会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 三芳町長又はその指名する者
- (2) 当該路線等に係る運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長の指名する職員
- (4) 住民の意見を代表する者として三芳町地域公共交通協議会会長が指名する者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該協議が終了した日までとする。

(会長)

第5条 会長は、第3条第1号に掲げる委員をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

(会議)

第6条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、議事のため必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会議は、原則公開するものとする。ただし、会長が認めるとき、又は分科会が公開しない旨を決議したときは、この限りではない。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、三芳町地域公共交通協議会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年7月17日から施行する。